
太陽光パネルのリサイクルの推進について

2026年8月

環境省 環境再生・資源循環局長
角倉 一郎



経済産業省



環境省

太陽光パネルの廃棄・リサイクルに関する これまでの取組

太陽光パネルの特徴（設置形態・事業形態）

- 設置形態としては屋根置きと地上設置型が大半を占めている。
- 事業形態は、FIT/FIP制度の対象とそれ以外に分けられ、FIT/FIP制度における設置容量ベースでは、10kW未満の設備（主に住宅用）が約20%、10kW以上の設備が約80%を占める。

	住宅用 （主に10kW未満）	非住宅用 （主に10kW以上）	その他 （10kW未満、10kW以上）		
主な設置形態 ※その他の設置形態も存在する	屋根置き	地上設置型	建物一体型	集光型	独立型
					
	（出典）太陽光発電協会Webサイト	（出典）再生可能エネルギー技術白書（第2版）（NEDO）	（出典）再生可能エネルギー技術白書（第2版）（NEDO）		（出典）産業技術総合研究所
事業形態	FIT/FIP（卒FIT/FIP含む）、非FIT/FIP				

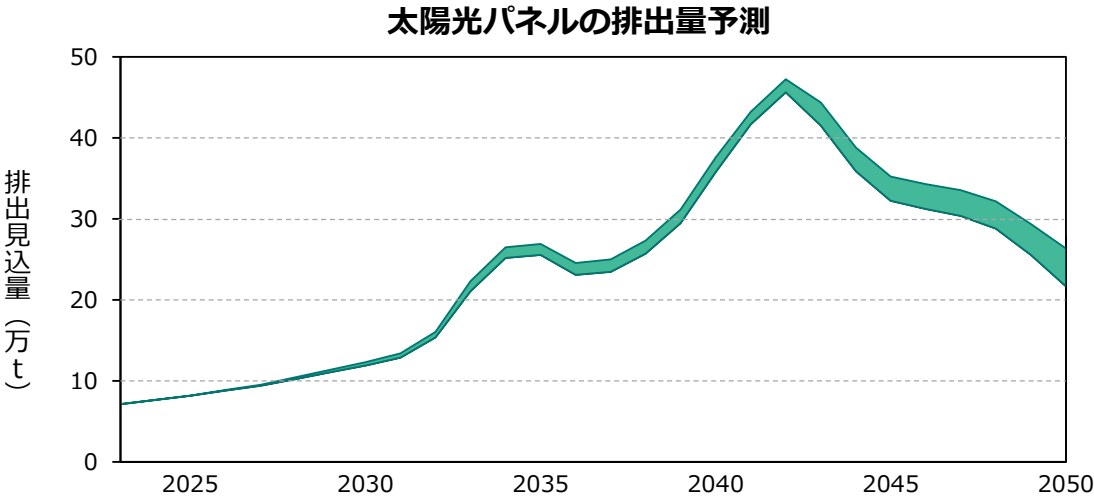
<FIT/FIP認定発電設備の導入状況（2025年12月末時点）>

	10kW未満	10kW以上
設置容量	1728.7万kW（22.3%）	6009.0万kW（77.7%）
設置件数	373.9万件（84.0%）	71.4万件（16.0%）

※設置容量及び設置件数は、新規認定分と移行認定分の総計を示す

太陽光パネルの排出量予測（推計結果）

- 太陽光パネルの推計排出量は**2030年代半ばから増加し、最大50万 t /年程度（うち、既設の太陽光パネルは40万 t /年程度）まで達する見込み**。これが全て直接埋立処分された場合、2023年度の**最終処分量（速報値）875万 t /年に対し約5%に相当**する。※長期利用や再資源化等による排出の平準化を考慮せず保守的な設定で推計
 - 個別リサイクル法の枠組みにより処理されている自動車や家電 4 品目の現在の処理量と比較しても、太陽光パネルも**将来的には同程度の排出**が見込まれている。
- ⇒ **リサイクルを着実に進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながる**ことになる。

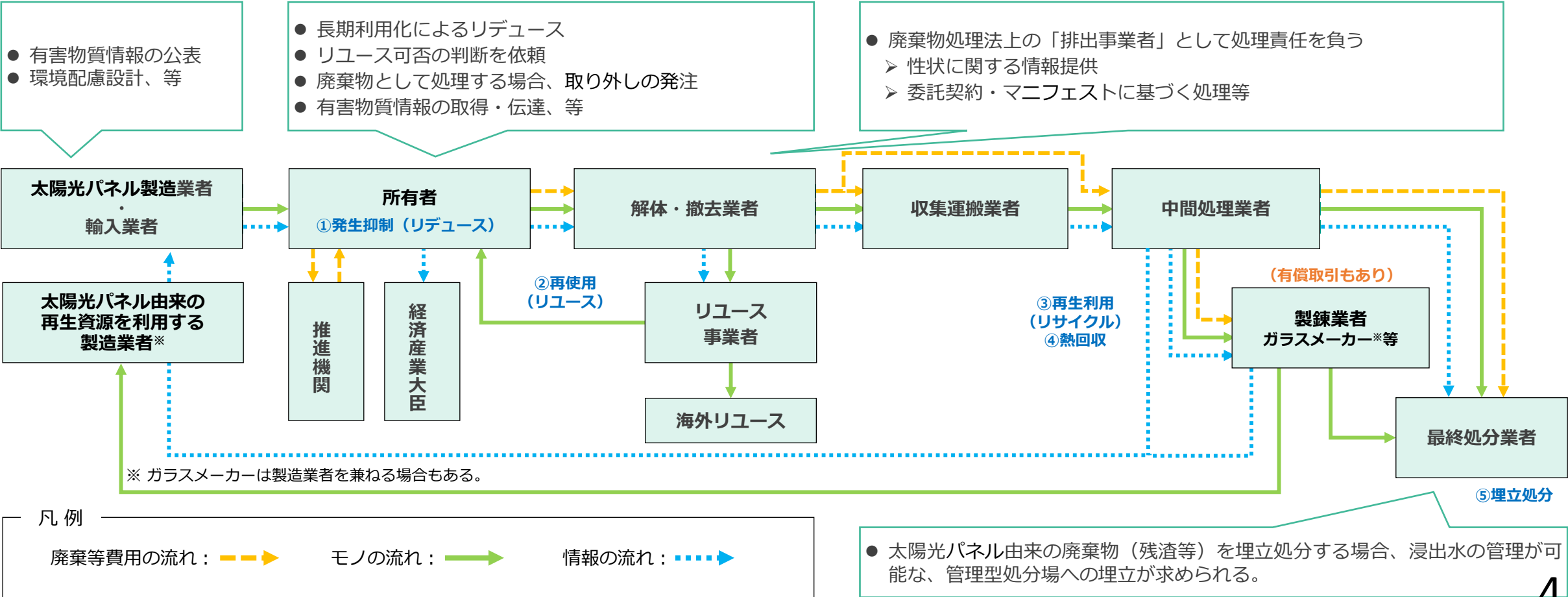


（参考）各個別リサイクル法における再資源化の状況

法律名	現状の再資源化の状況
自動車リサイクル法（2024年度実績）	製造業者等による自動車シュレッダーダストの処理実績：約42万 t（約220万台分）
家電リサイクル法（2024年度実績）	製造業者等による再商品化等処理重量：約56万 t （参考）製造業者等による処理台数：エアコン約387万台、テレビ約363万台、冷蔵庫・冷凍庫約320万台、洗濯機・衣類乾燥機約374万台
小型家電リサイクル法（2024年度実績）	認定事業者による処理量：約8.5万 t

太陽光パネルのリユース・リサイクル・埋立処分の全体像

- 現行法では、**使用済太陽光パネルに対してリサイクルは義務付けられておらず**、廃棄物処理法に則って、適正処理されることになっている。
- ただし、循環型社会形成推進基本法に基づき、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤埋立処分 の**優先順に沿った対応が必要**である。



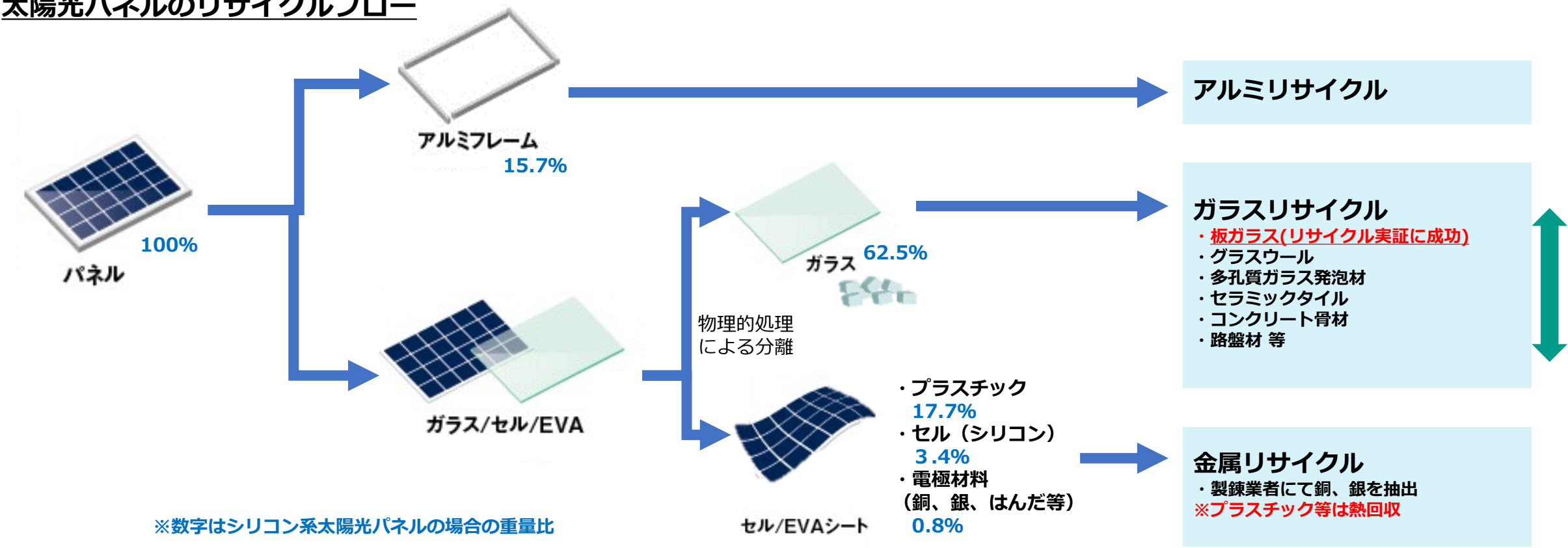
太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関するこれまでの取組

2012年7月	再エネ特措法に基づく固定価格買取制度開始
2016年4月	太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）公表
2018年4月	再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインの改正により、内部積立てを遵守事項化
2021年5月	太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン公表
2021年9月	再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立ガイドライン公表
2022年4月	再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会設置 ・ 関係省庁（経産省・農水省・国交省・環境省）が共同で設置（総務省オブザーバー）。
2022年7月	再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度における外部積立開始
2022年10月	検討会提言取りまとめ ・ 2030年代半ば以降の大量廃棄に計画的に対応できるよう、 リサイクルを促進・円滑化するための支援策や制度的対応も含む検討を提言。
2023年4月	再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会設置 ・ 経産省・環境省が共同で設置。
2024年1月	検討会中間取りまとめ ・ 速やかに対応する事項及び新たな仕組みの構築や制度的な対応に向けて引き続き検討を深める事項を整理。
2024年4月	再エネ特措法施行規則改正 ・ 認定事業者が新規の認定申請をする場合やパネルの変更申請をする場合に、 含有物質情報の登録がある型式の太陽光パネルの使用を義務付け。
2024年9月	中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・ 環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議設置
2025年3月	合同会議報告書取りまとめ ・ 太陽光パネルの再資源化を義務付ける制度を創設し、 再資源化費用を確保するとともに関連情報を共有する仕組みの構築を提言。
2026年5月	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 成立

太陽光パネルのリサイクルフロー

- 現状、使用済太陽光パネルから回収したガラスは、路盤材やグラスウール等に利用されている。
- バックシートに含有されている銀や銅は製錬により抽出することが可能である。また、プラスチックは熱回収される。
- 重量の約6割を占めるガラスのリサイクルや、プラスチック・シリコンの MATERIAL リサイクルの促進が課題。

太陽光パネルのリサイクルフロー



(出典) 「太陽光発電開発戦略2020 (NEDO PV Challenges 2020)」に記載のシリコン系太陽光パネルの重量比を基に、環境省作成。

太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン

- 「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」を策定し、公表。（2021年5月）
- リユース可能な例や、より正確な性能を把握するための検査例を掲載している。

【A】 外観状態

<リユース可能なものの例>
ガラスの割れがなく接続や絶縁不良等故障につながる要因がないもの。



<リユース不可なものの例>
ガラスの割れがある場合は、リユース品とみなされない。

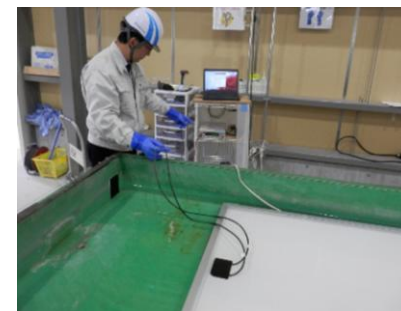


【B】 正常動作性

<発電性能の検査例（I-V検査）>
表示されるI-V特性カーブの緩やかさの度合い、段差、変形等により太陽光パネルの電流や電圧低下等異常の有無を確認。



<絶縁性能の確認例（絶縁検査）>
太陽光パネルを水槽へ投入し、電圧を印加して絶縁抵抗値を測定。



【C】 梱包・積載状態

<適切な例>
荷崩れによる破損を防ぐために十分な結束、保護がされている。



<不適切な例>
梱包が十分でないため、破損する可能性がある。



【D】 中古取引の事実関係

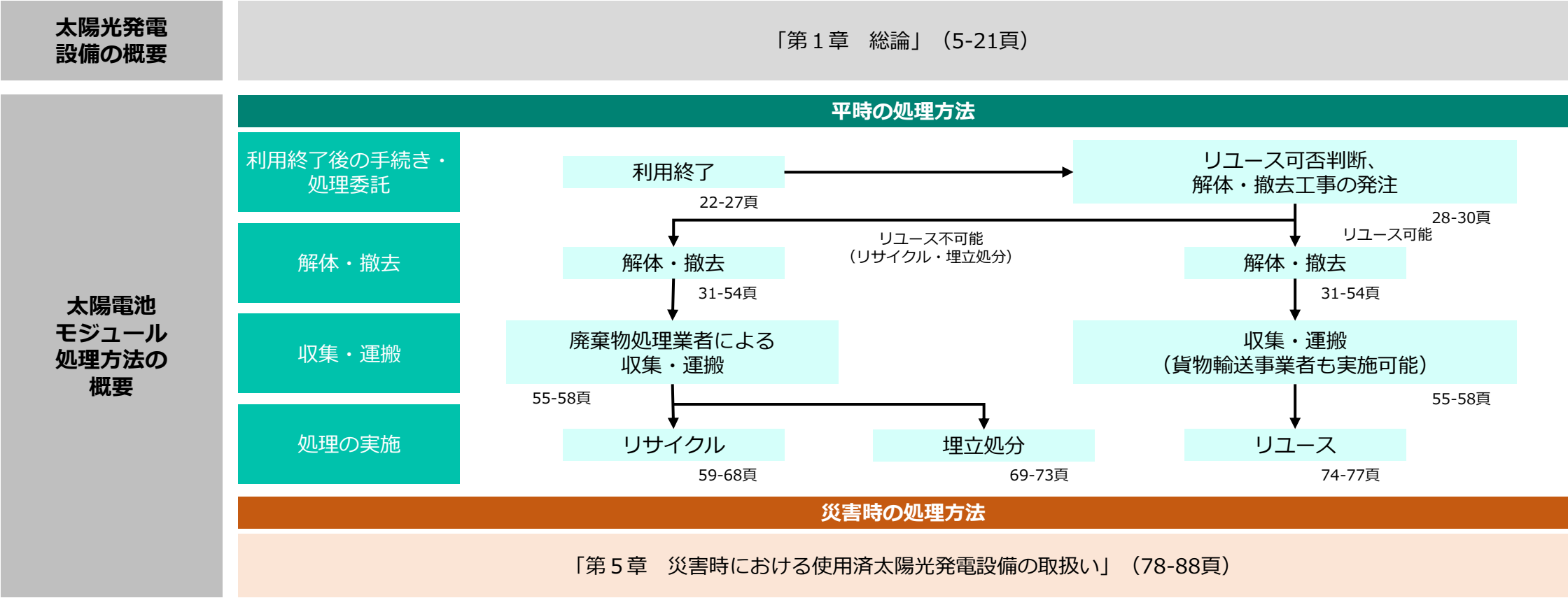
契約条件が明確化されていること。

※海外輸出時のみ

- リユース品として取引される事実関係が確認されること。
- リユース品の市場が形成されており、リユース目的で販売されることが確認されること。

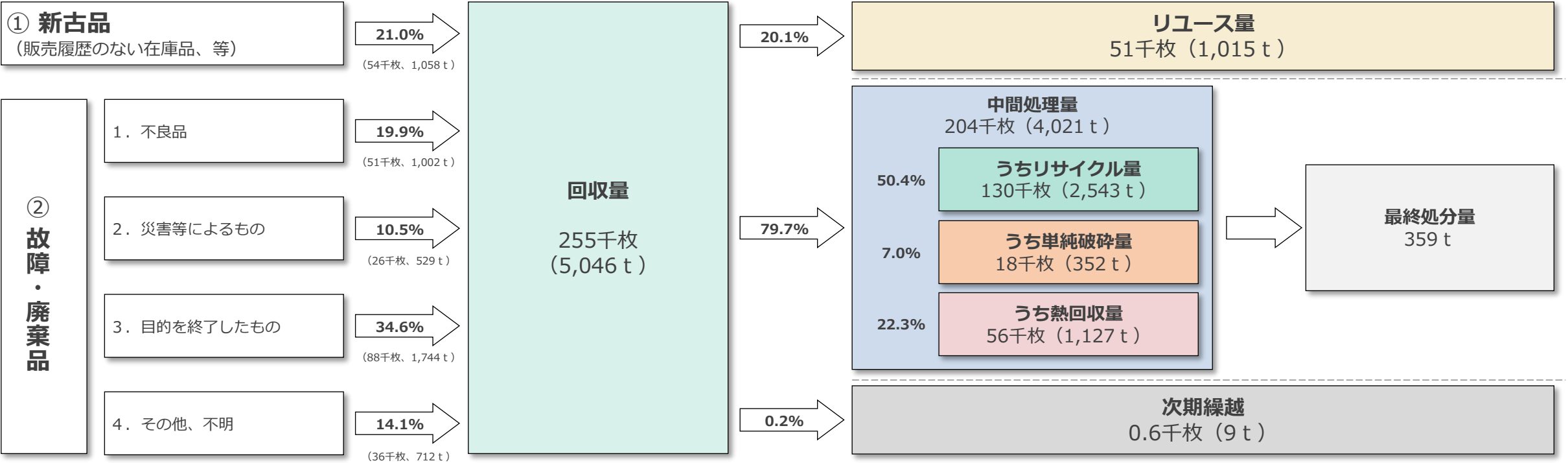
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

- 発電事業者やパネルの解体・撤去事業者等の関係者向けに、パネルの撤去から処分に至るまでの留意事項や事例を整理した「**太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン**」を策定し、関係者に周知。
(2016年第1版、2018年第2版、2024年第3版)
- 使用済太陽光発電設備の解体・撤去、収集・運搬、リサイクル、埋立処分、リユース、被災した太陽光発電設備の取扱いをまとめている。



(参考) 太陽光パネルの処理実態 (排出要因、処理方法)

- 中間処理事業者（全国に約 1 万社）のうち、公表情報により、太陽光パネルの適正処理・リユース・リサイクルに取り組んでいると確認された事業者に対して任意回答のアンケート調査を実施し、**51社※1**から有効回答を得た（2024年度実績）。 ※ 1：本件の調査対象者以外にも太陽光パネルの単純破碎を行っている中間処理業者が一定数存在することが想定される。
- 排出要因は、**目的を終了したものが約 3 割、新古品が約 2 割**を占めた。
- 回収量のうち、**リユースが約 2 割、中間処理が約 8 割（うちリサイクルが約 5 割）**を占めた。
- **リサイクルに積極的に取り組む事業者の中でガラスの分離回収が一定程度行われている**ことが確認できた。



※ 2：割合は、重量に換算して算出。
※ 3：調査回答に、枚数・重量のいずれかの記載がない場合は、太陽光パネル 1 枚当たり 20kg として算出。

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要

- 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が2026年5月29日に成立、6月5日に公布。
- 本法律では、太陽光パネルの大量廃棄に備え、**多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとしている。**

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象

※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等

- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



太陽光パネル
リサイクル設備

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

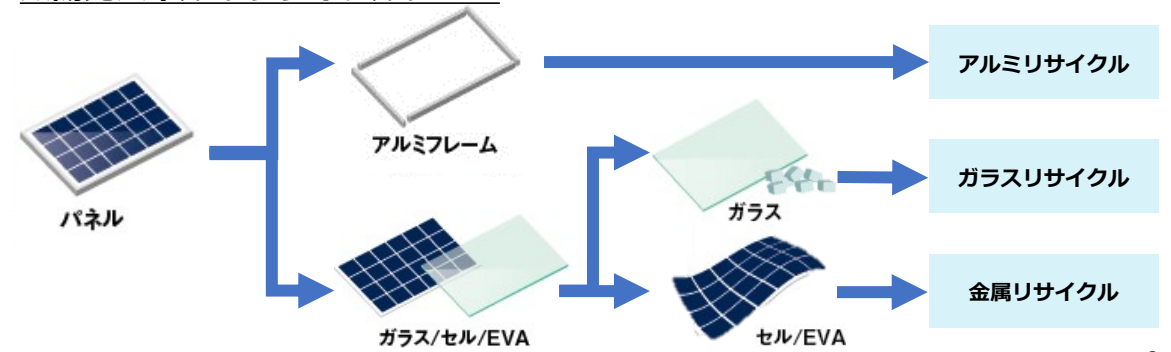
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



第1章 総則（目的）

<目的>

この法律の目的は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、所要の措置を講ずることにより、**廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保**を図り、もって**生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与**するものとする。（第一条関係）

背景

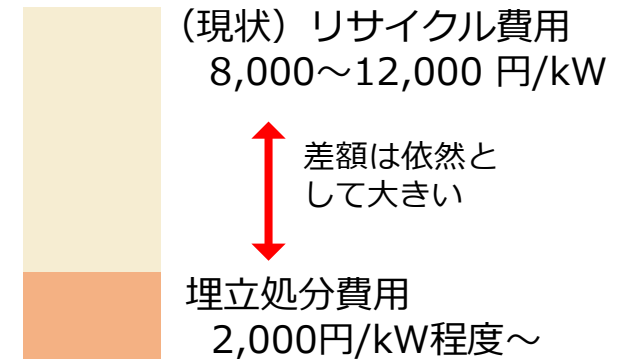
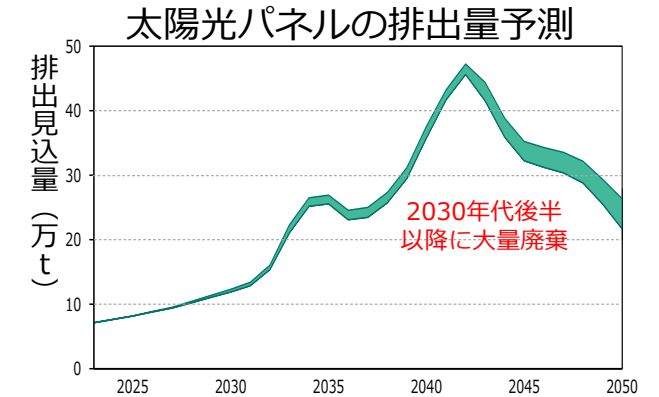
○使用済太陽光パネルは、現行の**廃棄物処理法に基づき適正処理が義務付けられている**。

※再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備（10kW以上）には、**廃棄等費用の積立制度**を措置

○**2030年代後半以降、太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万t程度となる。最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがある。**

○**太陽光パネルのリサイクルについて、①現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることが課題。**

○予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは**費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備が重要。**

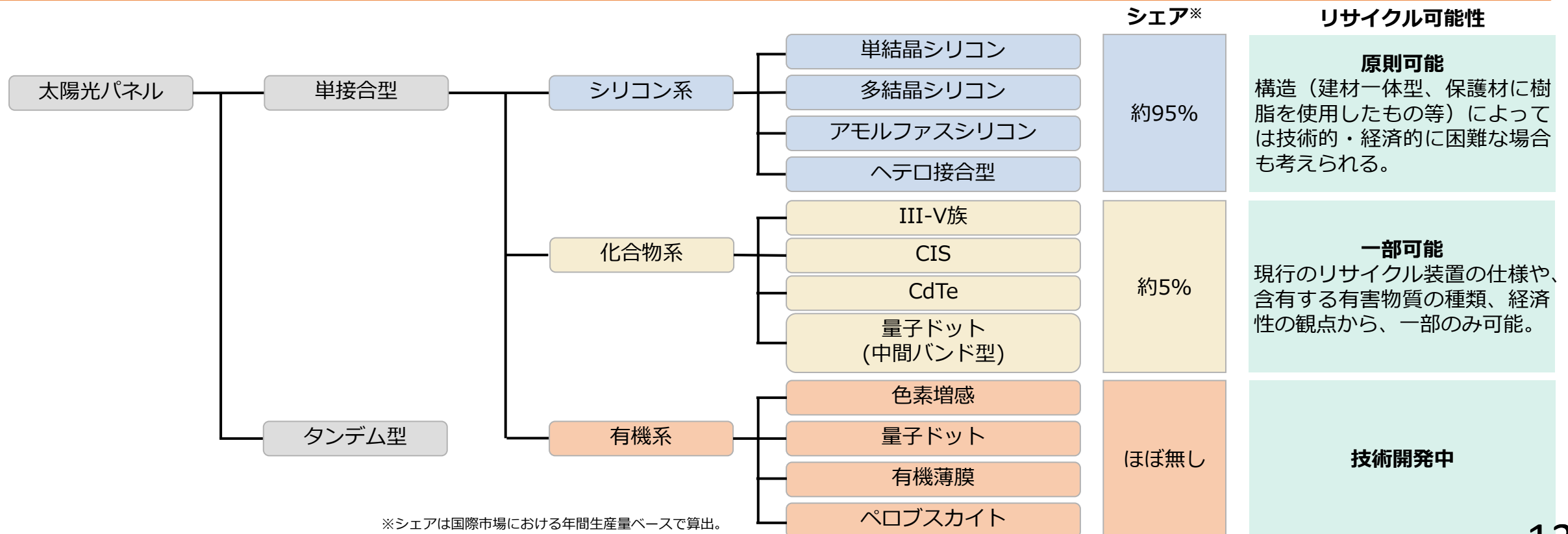


第1章 総則（定義）

<定義>

- 太陽電池（※）及び事業用太陽電池、太陽電池廃棄物及び事業用太陽電池廃棄物、太陽電池の廃棄及び事業用太陽電池の廃棄、太陽電池廃棄者及び事業用太陽電池廃棄者、再資源化及び再資源化等並びに太陽電池廃棄物再資源化等事業について、その**定義を定める**。（第二条関係）

※「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器（板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器の重量が政令で定める重量以上のものに限る。）であって、当該機器が廃棄物となった場合の再資源化等の実施が技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類のものとする。



※シェアは国際市場における年間生産量ベースで算出。

第2章 基本方針等

<基本方針>

➤ 主務大臣は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定めるものとする。（第三条関係）

<責務>

➤ 国、地方公共団体及び太陽電池廃棄者について、その責務を定める。（第四条～第六条関係）

基本方針のイメージ

- 意義及び目標（リサイクルの目標値等）、各主体の役割
- 廃棄の抑制、リサイクルの選択の促進、廃棄の抑制・リサイクルの円滑な実施に資する太陽光パネルの製造・販売の促進、再生材の利用促進等の施策
- リサイクルのための太陽電池廃棄物の収集運搬・処分業及びその実施体制の整備促進

国 ●リサイクル費用の低減・体制整備 ●情報の収集・活用、研究開発の推進 ●地方公共団体への情報提供・助言 ●リサイクルの率先実施	太陽電池廃棄者 (太陽光発電事業者等) ●廃棄の抑制及びリサイクルの取組 ※事業用太陽電池廃棄者（収益事業者）には判断基準に基づく取組を、多量事業用太陽電池廃棄者には廃棄実施計画の事前届出を求める。	等 リサイクルのための収集運搬・処分の事業を行う者 ●認定事業者の効率的なリサイクルの実施 ●高度なリサイクル設備導入の検討 ●太陽電池廃棄者への情報提供
地方公共団体 ●域内の実情に応じた施策の実施 ●リサイクルの率先実施	太陽電池廃棄物を排出する者 (解体工事業者等) ●太陽電池廃棄者の指示等に従った適正処分 ●太陽電池廃棄者への情報提供	太陽電池の製造・輸入業者、販売業者 ●環境配慮設計 ●含有物質に関する情報提供 ●長期使用、リユース等に関する情報提供

国の定める目標の達成に向け、関係者が協働して取組を進めていく

第3章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び 事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（判断の基準）

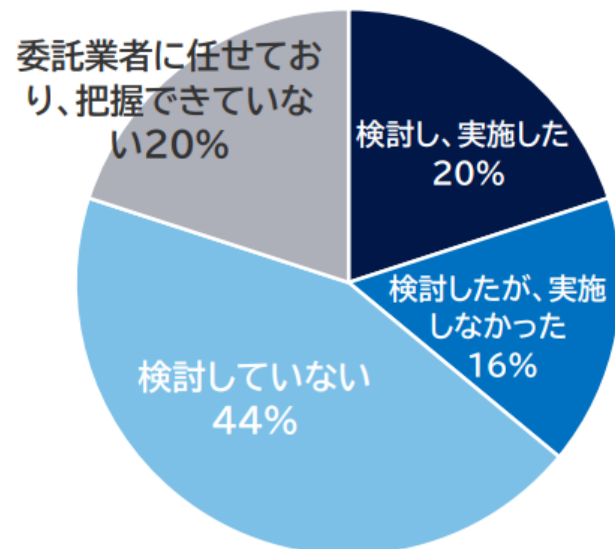
<事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項>（第七条関係）

- **主務大臣**は、事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、**判断の基準となるべき事項を定めるものとする。**
- 判断の基準となるべき事項は、**太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の状況、太陽電池廃棄物の再資源化等に要する費用の推移等を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。**

<指導及び助言>

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、**判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な指導及び助言をすることが出来るものとする。（第八条関係）**

太陽光発電事業者によるリサイクルの検討状況



6割以上の太陽光発電事業者は、実質的にリサイクルを検討せず。

- **廃棄の抑制・リサイクルの実施に向けた取組を求める仕組み**
- **その取組内容・結果について国が関与する仕組みを法的に整備し、リサイクルの選択を後押ししていく。**

（参考）太陽光発電事業者によるリサイクルの取組の促進

主な発電事業者	取組事例
NTT アノードエナジー（株）	協力会社の近畿電電輸送（株）が全国に構築したリサイクル体制を通じて、2023年度からリサイクルを開始。2030年頃までに太陽光パネルの100%リサイクルを目指すことを宣言。
自然電力（株）	保有資産における建設・運営・保守段階で排出される太陽光モジュールの100%について、リユース品としての販売または完全リサイクルを目指すことを宣言。
ENEOSリニューアブル・エナジー（株）	沖縄県うるま市で運転中の「うるまメガソーラー発電所」（12.2MW）のリパワリングを2025年に実施し、交換した太陽光パネルのリサイクルを実施。
（株）ウエストホールディングス	大坪GSI（株）、不二ライトメタル（株）、不二倉業（株）、丸紅メタル（株）との5社間で、2025年に戦略的業務提携を締結し、太陽光パネルのリサイクルスキームを確立。
北海道電力（株）	産業廃棄物処理業者、発電事業者、ガラスメーカー等の33の事業者・機関（2026年4月時点）が参加する「使用済太陽光パネル資源循環推進・北海道コンソーシアム」（2025年4月設立）に参画。
東北電力（株）	2022年にPV CYCLE JAPANに参画。また、太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する実証事業（環境省・2023～2025年度）を実施。
東京電力ホールディングス（株）	グループ会社の東京パワーテクノロジー（株）が、2021年に太陽光パネルのリサイクル事業を開始。
中部電力（株）	グループ会社の（株）シーエナジーが、2023年に愛知海運（株）と共同で太陽光パネルのリサイクル事業を開始。
関西電力（株）	TREホールディングス（株）、（株）トクヤマとの3社間で、2025年に太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する協定書を締結し、リサイクル事業のモデル構築に向けた検討を開始。
中国電力（株）	（株）こっこー、（株）スナダ、中電プラント（株）との4社間で、2024年に太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する業務提携契約を締結。
九州電力（株）	（株）新菱、AGC（株）等との間で、2024年に包括連携協定を締結。2026年5月に、九電グループ5社で撤去から収集・運搬、リユース・リサイクル等の処理までを一括で行うワンストップサービスを開始。さらに、九電グループ保有のパネルの全量リサイクルの方針を宣言。
沖縄電力（株）	拓伸会（拓南グループ）との間で、2022年に連携協定を締結し、太陽光パネル等の資源循環のシステム構築・技術開発を目指すことを宣言。

こうした取組が拡大するとともに、投資家や金融機関による後押しや、電力需要家による発電事業者の選択により、リサイクルの需要拡大と費用低減の加速を期待

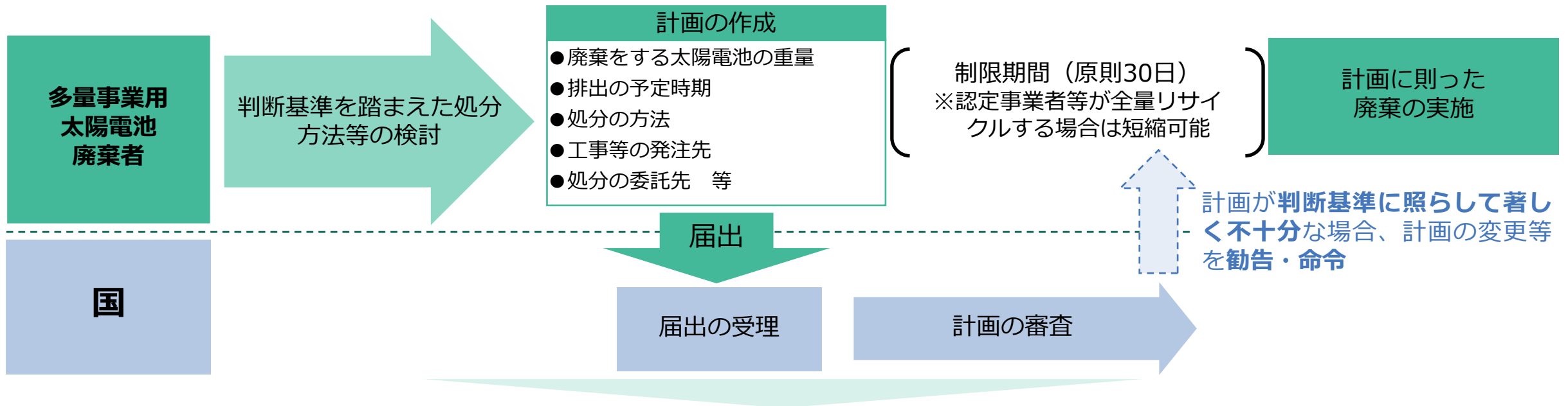
第3章 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び 事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置（廃棄実施計画）

＜多量事業用太陽電池廃棄実施計画＞（第九条関係）

- **多量事業用太陽電池廃棄者**※は、その事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、**多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならない**こととする。

※ 廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するもの

- **多量事業用太陽電池廃棄者**は、原則として、届出の受理から**30日経過後**でなければ、当該届出に係る計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、**自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならない**こととする。
- **主務大臣**は、届出のあった**計画が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分**であると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該計画の変更等について**勧告及び命令**ができるものとする。



効率的にリサイクルが実施可能な多量事業用太陽電池廃棄者に、
判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け

第4章 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

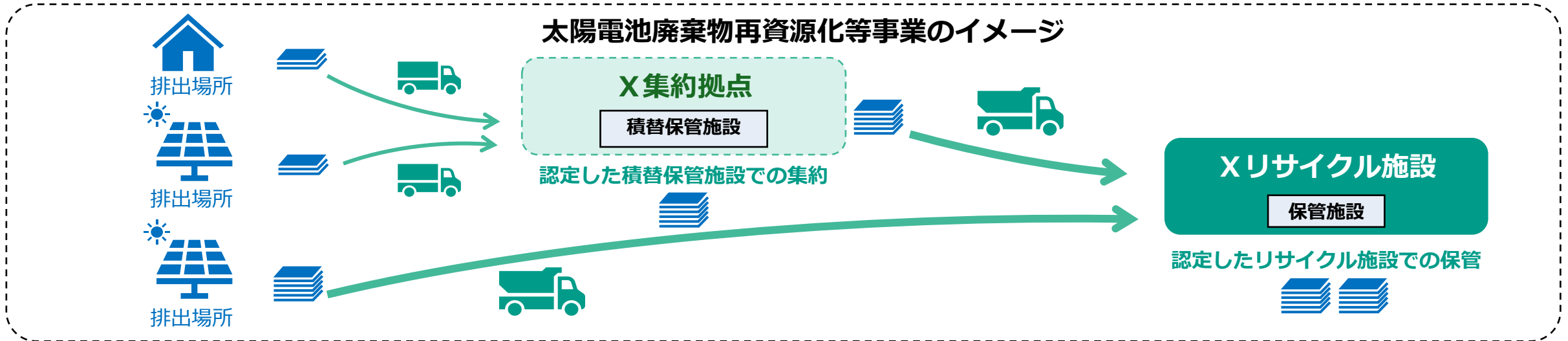
＜太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定等＞

太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者は、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、認定計画の変更等について所要の規定を設ける。（第十二条及び第十三条関係）

＜廃棄物処理法の特例＞（第十四条関係）

- 認定事業者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、太陽電池廃棄物再資源化等事業を実施できることとし、所要の規定を設ける。
- 認定事業者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、認定計画に従って行う太陽電池廃棄物（産業廃棄物であるものに限る※。）の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならないこととし、所要の規定を設ける。

※ 廃棄物処理法の基準で保管数量の上限がある産業廃棄物に限定。



事業許可と保管基準の特例を講ずることで、
広域的かつ効率的なリサイクル事業により、リサイクル費用を低減

(参考) 太陽光パネルリサイクル施設の処理能力とピーク導入量

- 現時点※¹で、使用済太陽光パネル専用のリサイクル施設は87件、処理能力は約13万トン／年※²であり、設備の導入が徐々に進んできているが、8府県には施設が存在せず、その他の地域でも今後の排出見込量に対して処理能力が不足していることから、排出状況に応じた処理能力の増強が必要である。 ※¹：2025年11月時点。 ※²：環境省が廃棄物処理法上の許可自治体（47都道府県・82政令市）に調査を実施（回答率100%）。

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
北海道	2	2,112	29,920	2015
青森県	2	1,757	16,138	2015
岩手県	5	4,792	13,487	2019
宮城県	4	6,265	33,909	2020
秋田県	1	442	4,574	2016
山形県	1	1,188	3,867	2015
福島県	6	8,325	32,470	2017
茨城県	3	14,112	46,752	2015
栃木県	2	7,402	34,921	2015
群馬県	4	6,216	23,687	2019
埼玉県	5	7,709	17,808	2014
千葉県	1	5,256	40,526	2015
東京都	1	2,304	2,442	2013
神奈川県	1	2,304	5,586	2014
新潟県	2	1,555	7,073	2021
富山県	0	0	4,566	2014
石川県	2	1,987	10,502	2018
福井県	1	2,791	3,284	2014
山梨県	0	0	9,314	2014
長野県	2	2,471	17,698	2014
岐阜県	0	0	16,069	2014
静岡県	3	3,498	24,340	2014
愛知県	5	14,038	31,232	2014

	太陽光パネル専用の リサイクル施設	太陽光パネルリサイクル 処理能力※ ³	導入ピーク時の導入量※ ⁴	
	件	トン／年	トン／年	抽出年
三重県	1	2,088	25,591	2018
滋賀県	0	0	10,568	2014
京都府	3	4,112	6,795	2014
大阪府	0	0	11,418	2013
兵庫県	1	1,152	34,379	2014
奈良県	1	816	6,984	2014
和歌山県	0	0	8,782	2015
鳥取県	0	0	4,930	2013
島根県	1	469	6,045	2015
岡山県	2	3,226	25,498	2018
広島県	3	2,268	16,183	2015
山口県	0	0	16,135	2021
徳島県	1	358	13,440	2014
香川県	3	1,415	10,388	2014
愛媛県	3	4,731	12,078	2014
高知県	1	264	5,994	2014
福岡県	4	6,520	35,643	2014
佐賀県	3	2,112	9,124	2014
長崎県	1	720	12,702	2014
熊本県	1	960	23,246	2014
大分県	1	384	19,322	2013
宮崎県	1	960	17,924	2014
鹿児島県	2	1,958	31,043	2014
沖縄県	1	614	6,611	2014

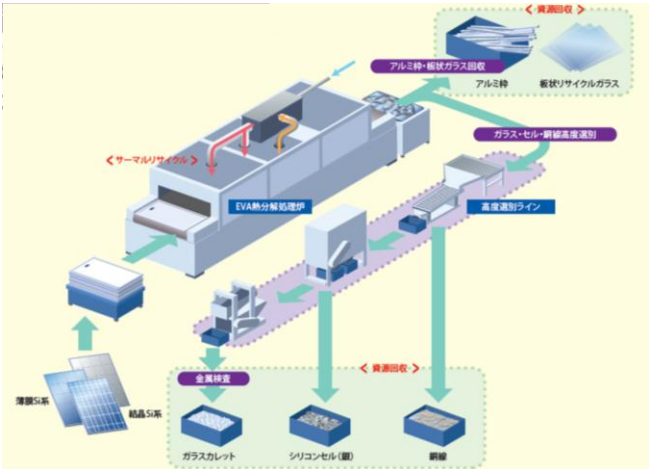
※³：太陽光パネル専用の処理設備によるガラスとバックシートの分離、破碎後の素材選別等、リサイクルが可能な処理施設の処理能力の合計。処理施設1日の稼働時間を8時間、年間稼働日数を240日として算出。
※⁴：太陽光パネル1枚当たり250W、20kgとして算出。

(参考) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の対象として想定する処分方法

- 太陽光パネルの処分方法には様々なものがあるが、重量の約 6 割を占めるガラスを資源として回収する処分方法を用いているものを対象として想定（具体的な基準は下位法令で決定）。

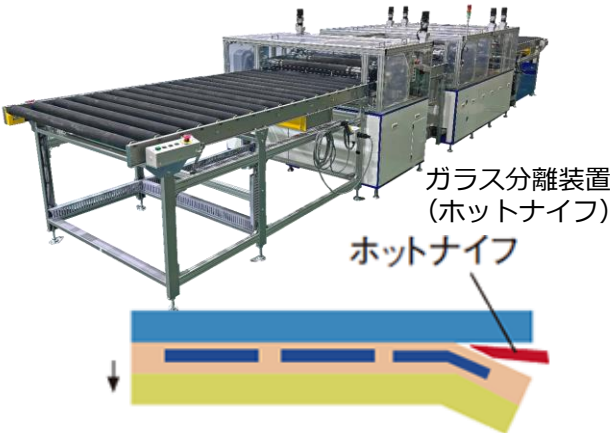
処分方法	回収ガラス	リサイクル及び熱回収の割合 (重量比)	導入コスト
① 熱処理（専用設備）	板ガラス	約90～95%	約 1 億円以上
② ガラス切断（専用設備）	板ガラス	約75～95%	約 1 億円以上
③ ガラス破碎（専用設備）	カレットガラス	約60～90%	約 5 ～ 9 千万円
④ 汎用シュレッダー破碎+選別機器	カレットガラス	約50%～	—

①熱処理



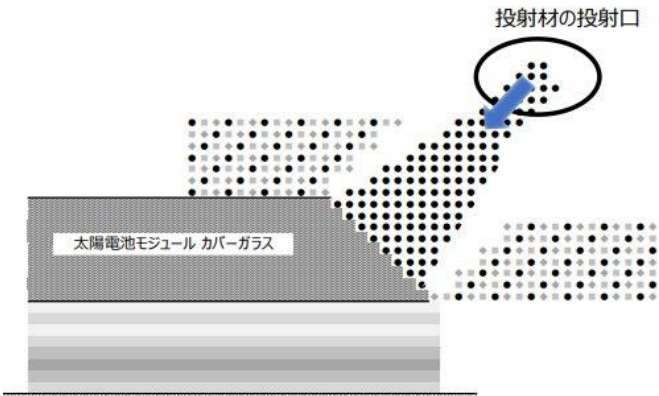
(出典) 株式会社リサイクルテック Webサイト

②ガラス切断（ホットナイフ等）



(出典) 株式会社エヌ・ピー・シー Webサイト

③ガラス破碎（ブラスト方式等）



(出典) 未来創造株式会社 Webサイト

第5章 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する設計等の工夫等＞

- 製造業者等※は、設計及び原材料等の種類について工夫をした太陽電池の製造又は輸入をし、また、販売業者は、当該工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならないこととする。（第十八条関係）

※ 製造業者又は輸入業者

＜太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する情報の提供等＞

- 製造業者等は、その製造し、又は輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講じ、また、販売業者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととする。（第十九条関係）

①環境配慮設計の取組

- 長寿命化
- 軽量化
- 易解体設計
- 有害物質含有量の低減

②情報提供

- リサイクルの円滑な実施に必要な情報の開示
（含有物質情報（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）を想定）
- 長期使用、リユース等に関する情報提供

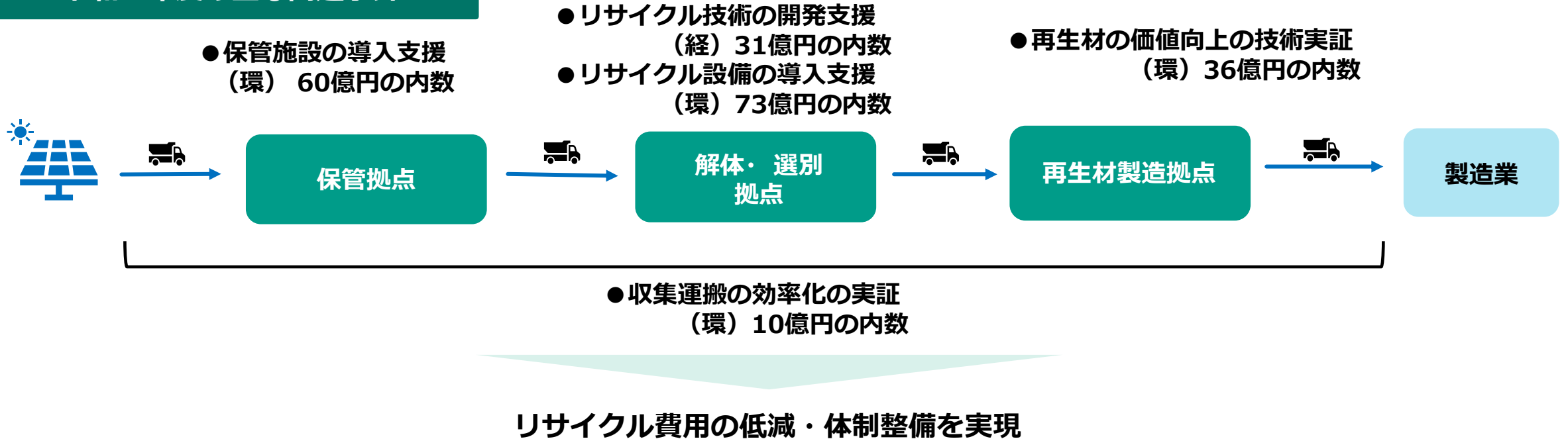
※本法律における措置に加え、資源有効利用促進法において太陽光パネルを指定再利用促進製品に指定し、同法における判断基準に基づく環境配慮設計を求めること等を検討。

軽量化、長期使用・リユース等により、太陽光パネルの廃棄を抑制
リサイクルの容易化、再生材売却益の向上等により、リサイクル費用を低減

＜雑則＞

財政上の措置等について所要の規定を設ける。（第二十条～第二十五条関係）

令和8年度の主な関連予算



＜罰則＞

罰則について所要の規定を設ける。（第二十六条～第二十九条関係）

＜施行期日＞

この法律は、一部を除き、**公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**
(附則第一条関係)

＜検討規定＞

政府は、必要があると認めるときは、多量事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、**太陽電池の廃棄に係る者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置**を講ずるものとする。(附則第四条関係)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の施行に向けて

- 令和8年5月29日成立、6月5日公布
- 公布後1年6か月以内の政令で定める日から施行

■ 主な政省令・告示事項

○対象となる太陽電池の種類等

○基本方針

○事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- ・事業用太陽電池廃棄者が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関する判断の基準
- ・多量事業用太陽電池廃棄者の要件
- ・多量事業用太陽電池廃棄実施計画における届出事項

○費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- ・太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定に関する申請事項・認定基準
- ・認定事業者の太陽電池廃棄物の処理基準（保管基準の特例等）

等

【参考】衆議院・参議院における附帯決議について

衆議院環境委員会

- 一 太陽電池の廃棄量の抑制と廃棄の平準化を図るため、太陽電池の長期間の使用及び再使用を促進するための必要な措置を早急に講ずること。
- 二 太陽光発電設備の解体等及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に要する費用の負担の在り方について、太陽電池の大量廃棄に可能な限り先立ち検討を加え、所要の措置を講ずること。
- 三 太陽電池廃棄物の再資源化等が持続可能に実施される体制を速やかに確立するため、再資源化等による環境への影響の可視化及び資源の循環利用の促進を図る態勢の整備等について所要の措置を講ずること。
- 四 太陽光発電設備の設置、運用及び撤去に当たっては、放置対策も含め生態系など環境への影響を回避・軽減し、また地域経済へ資するものとなるよう、地域との共生を基本とした施策の実施に努めること。
- 五 第七条の規定に基づく判断基準は、設置済みの太陽電池の耐用年数の確認とその結果を踏まえた長期使用又は再使用を事業者に求めて廃棄量の抑制の徹底を図るものとするほか、太陽電池廃棄物の最大限のリサイクルを目指し、不断の見直しを行い、適切な時期に段階的に強化されるものとする。
- 六 附則第四条の規定に基づく太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に係る制度の在り方の検討については、施行後三年を目途に行うこととし、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

参議院環境委員会

- 一 各地において、太陽光発電事業に対し、自然環境、安全、景観などの面から様々な懸念が生じていることを踏まえ、環境保全と地域住民の安心に資する実効性あるリサイクル制度を早急に構築すること。また、（以降、衆議院附帯決議の一に同じ）
- 二 太陽光発電設備の解体等及び太陽電池廃棄物の再資源化等の実施に要する費用の負担の在り方について、太陽電池の大量廃棄に可能な限り先立ち、電気料金への転嫁等の更なる国民負担が生じないよう配慮しつつ、拡大生産者責任を踏まえた製造業者等による負担等も含めて検討を加え、所要の措置を講ずること。
- 三～五 （衆議院附帯決議の三～五に同じ）
- 六 不法投棄や不適正処理のほか、分割廃棄等による規制逃れが生じないよう、関係省庁が連携し、実態調査に努めるとともに、必要な場合には、罰則の見直し等所要の措置を講ずることにより本法律の実効性を確保すること。
- 七 （衆議院附帯決議の六に同じ）

施行に向けたスケジュール（予定）

2026年秋頃～
2027年春頃

中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議における政省令・告示の策定に関する審議

2027年春頃

パブリックコメント・合同会議取りまとめ

2027年夏頃

省令・告示の公布
太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定事前申請開始

2027年
12月初旬頃

施行